

# 「千葉県教育委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則」の廃止について

教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室  
電話番号：043-223-4005

## 1 規則の概要

「千葉県教育委員会が取り扱う個人情報等に関する千葉県個人情報保護条例施行規則」（以下、「本規則」という。）は、千葉県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）が取り扱う個人情報等について、千葉県個人情報保護条例の施行に関し、所要の事項を定めた規則である。

## 2 廃止理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）」の制定による「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、以下、「法」という。）」の改正に伴い、施行日である令和5年4月1日をもって民間、国及び地方公共団体の個人情報保護制度が同法に一元化されることとなった。

このため、本県では、法の施行日以降は、「個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定し、「千葉県個人情報保護条例」は廃止することとなった。

「千葉県個人情報保護条例」の廃止により、同条例の施行に関して所要の事項を定める本規則が不要となるため、廃止するものである。

## 3 廃止の内容

本規則を廃止する。

## 4 パブリックコメントの実施について

実施しない（千葉県行政手続条例第38条第4項第7号に該当）。

## 5 施行期日

令和5年4月1日